

瑞浪市景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市景観条例（平成27年条例第39号。以下「条例」という。）第23条の規定により、瑞浪市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第21条第1項に定める審議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条の規定による瑞浪市景観計画の変更に関すること。
- (2) 条例第8条の規定による景観計画重点区域（以下「重点区域」という。）の指定及び重点区域における景観形成に関すること。
- (3) 条例第11条の規定による勧告又は命令に関すること。
- (4) 条例第13条の規定による公表に関すること。
- (5) 条例第14条第1項の規定による景観重要建造物の指定及び条例第17条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。